

平成28年5月31日  
京都市上下水道局  
総務部用度課

現場代理人の常駐義務の取扱いについて（変更）

工事における現場代理人の常駐義務については、平成26年6月20日付京都市上下水道局総務部用度課通知の内容により、取り扱っているところですが、このたび、建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、同通知の1の(1)（他の工事との兼任を行うための条件のうち、工事請負金額の要件）につき、下記のとおり変更いたします。

記

○変更内容

変 更 前	変 更 後
1  他の工事との兼任を行するための条件 (1)  税込請負金額が <u>2,500万円</u> （建築一式工事については <u>5,000万円</u> ）未 満であること	1  他の工事との兼任を行するための条件 (1)  税込請負金額が <u>3,500万円</u> （建築一式工事については <u>7,000万円</u> ）未 満であること

○実施時期

平成28年6月1日以降の契約締結分から実施します。